○中部地方整備局告示第百四十五号

水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び第二項並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条に基づき、木曽川水系木曽川、長良川、伊自良川、揖斐川、根尾川、牧田川、杭瀬川、多度川及び肱江川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第十四条第三項及び同規則第三条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局、木曽川上流河川事務所及び木曽川下流河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

なお、平成二十三年中部地方整備局告示第三十号、第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十四号、第三十五号及び第三十六号、平成二十四年中部地方整備局告示第二百十号及び第二百十一号は廃止する。

平成二十八年十二月二十二日

中部地方整備局長　塚原　浩一

○近畿地方整備局告示第百六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十七号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
舞鶴市字鹿原小字札垣四五番五から同市字鹿原小字松谷二二番三まで	前	一一・九〇メートル～一四・四〇メートル
	後	一四・〇〇メートル～五〇・二二メートル

㈣　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百六十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	舞鶴市字鹿原小字札垣四五番五から同市字鹿原小字松谷二二番三まで	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年十二月二十二日

○九州地方整備局告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十八年十二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所		
道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般国道	三号	水俣市袋字平田八九二番四から同市袋字平田九〇八番二まで
〃	〃	水俣市袋字大畑一八四七番一地内

図面縦覧場所
九州地方整備局及び熊本河川国道事務所
〃

二　制限の対象とする占用物件	
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。	
三　占用を制限する理由	
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。	
四　占用の制限の開始の期日	
平成二十八年十二月二十三日	

○九州地方整備局告示第百八十五号

大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第四十六条第一項の規定により本整備局長において実施中の熊本県道の特定災害復旧等道路工事は次のとおり完了するので、大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百三十七号）第十七条第一項の規定により告示する。

平成二十八年十二月二十二日

九州地方整備局長　小平田浩司

路線名	工事区間	工事完了の期日
熊本高森線	熊本県阿蘇郡西原村大字小森字塩井社一八二七番三から同村大字小森字桑鶴二一九〇番八八まで	平成二十八年十二月二十二日
〃	熊本県阿蘇郡西原村大字小森字桑鶴二一七七番・二一七八番・二一八四番合併二から同村大字小森字桑鶴二一八三番一〇まで	〃
〃	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子字俵山三五九九番三から同郡南阿蘇村大字河陰字弐ノ塔まで	〃

○山口県公安委員会告示第六十七号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十二日

山口県公安委員会委員長　香川　敬

特定危険指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日山口県公安委員会告示第五十六号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前　指定の期限　平成二十八年十二月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十九年十二月二十六日まで

○福岡県公安委員会告示第三百四十四号

次の特定危険指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十条の八第二項の規定による同条第一項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第四項において準用する同法第七条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年十二月二十二日

福岡県公安委員会委員長　日向　祥剛

特定危険指定暴力団等

平成二十四年十二月二十七日福岡県公安委員会告示第三百五十九号に係る特定危険指定暴力団等（五代目工藤會）

変更前　指定の期限　平成二十八年十二月二十六日まで

変更後　指定の期限　平成二十九年十二月二十六日まで